

令和5年7月13日

市立各学校長 様

教育研究所長
高校教育課長

生成AIの学校現場での利用に向けた本市の対応について（通知）

別添の写しのとおり、文部科学省初等中等教育局から通知がありました。つきましては、別添通知及び別紙を踏まえ、下記について貴職下関係職員に周知願います。

記

1 本市における生成AI利用に係る対応について

学校現場においては、これまでもICTを積極的に活用し、教育の質の向上や業務の効率化に取り組んでいただいているところですが、生成AIという新たなテクノロジーの利用に際しては、そのメリットとデメリットを十分に理解した上で、適切に活用していくことが重要となります。

以下2から5のとおり、教職員については特定の生成AIの利用を可能としますが、利用にあたっては、別添のガイドラインの内容を十分に確認の上、適切に御判断ください。教育委員会といたしましても、今後、個人情報保護やセキュリティ、著作権等に十分に留意しつつ、パイロット的に研究を進め、成果や課題を十分に検証した上で、教育活動における利用方法等について知見を蓄積し、随時情報発信をしてまいります。

なお、生成AIが学校外で利用される可能性を踏まえ、生成AIの特性や利用上の注意事項について、必要に応じて児童生徒への指導をお願いいたします。（別紙資料参照）

2 利用対象の生成AIについて

本市においては、マイクロソフト社の「Microsoft Bing Chat（以下、bingのチャット機能）」を利用対象とします。

3 留意事項

■【教職員の利用】

- ・業務においては、教育委員会が配布するマイクロソフトアカウントでBingのチャット機能を利用することが可能です。
- ・教職員の私的なアカウントを業務に利用することは禁止されています。
- ・個人情報保護等の観点から、Bingのチャット機能以外の生成AI（登録不要のものを含む）を業務に利用することはできません。
- ・教育活動・校務における利用にあたっては、別添のガイドラインに準ずる内容、方法とします。
- ・Bingのチャット機能を業務で利用する場合は、「令和5年度 生成AI利用申請フォーム（Bingのチャット機能の利用）」（以下「申請フォーム」とする）による届け出を行ってください。

■【児童生徒の利用】

- ・現在、市立小・中・特別支援学校の児童生徒用のマイクロソフトアカウントでBingのチャット機能の利用はできない仕様になっています。
- ・ブラウザ上でアカウント登録不要のまま利用できる生成AIサービスが存在しますが、個人情報保護等の観点から、本市では利用禁止とします。

- ・家庭等で私的なアカウントを使って利用する場合、生成 AI サービスの利用規約に年齢制限が設定されているものがありますので、規約に従った利用が求められます。

4 申請フォーム

Bing のチャット機能を教育目的で使用しようとする教職員は、別紙 2 のとおり管理職にその旨を報告した上で以下の申請フォームより申請を行ってください。申請フォーム送信後に Bing のチャット機能を使用することができます。

5 その他

- ・別紙 1 「【児童生徒用】生成 AI の利用について」を参考に、必要に応じて児童生徒に指導願います。
- ・別紙 2 「生成 AI の利用に関する Q&A」(随時改訂) も併せて御参照ください。
- ・本通知の内容については、今後の国の動向も踏まえて適宜変更を行っていく予定です。

担当 教育研究所 片山、宮脇、丸野
電話 8 3 6 - 1 7 1 3
高校教育課 石郷、齋藤
電話 8 2 9 - 1 6 7 1